平成２６年（フ）第４６７６号
大阪市生野区勝山南４丁目４番18号　芥川病院、住民票上の住所大阪市東成区東小橋２丁目８番29号　ロイヤル東小橋405号
債務者　安井　健三
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６８０号
大阪市城東区放出西２丁目５番21号
債務者　加藤眞佐子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６８１号
大阪市城東区放出西２丁目５番21号
債務者　加藤　恒司
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６８２号
大阪市城東区放出西２丁目５番21号
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６８３号
大阪市港区八幡屋４丁目６番３―102号、住民票上の住所大阪市港区八幡屋４丁目６番１―204号
債務者　仲宗根尚美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６８４号
大阪市港区築港１丁目７番25―701号
債務者　中川ひかる
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２９号
奈良県葛城市中戸609番地１、前住所奈良県大和郡山市矢田町6420番地22　レオパレスＫ＆ＭⅡ201号
債務者　成年被後見人　森　　原野
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
和歌山県西牟婁郡白浜町富田1029番地の７
債務者　東　　彰男
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第２８５号
埼玉県深谷市東方町３丁目30番地５　エルディムクレセント101号
債務者　浅沼　奈々
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６８号
山形県米沢市太田町５丁目573番地の30
債務者　小川　友幸
1　決定年月日時　平成26年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１８１号
愛知県豊橋市前田南町１丁目16番地18　Ｂ―105
債務者　石山　義治
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４５０２号
大阪市天王寺区東上町３番17―602号、前住所大阪市西成区天下茶屋東１丁目３番１―207号
債務者　好岡　貴之（旧姓石飛）
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５２１号
大阪府茨木市真砂１丁目８番４号ハイツ東305号
債務者　松本有加里
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６０４号
大阪市西区阿波座１丁目２番２―805号
債務者　小檜山真理
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０１号
岡山市南区藤田418―104、住民票上の住所岡山市南区東畦811番地28
債務者　藤井　幸雄
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１８号
岡山市中区穝東町１丁目14番46号　ハートピア６番館101号
債務者　岡﨑　福美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部